

# KNC NETWORK NEWS

2015年2月21日 発行

**経営一言:**「売れ筋ばかりで勝負せず、リスクもとっていく」(大丸松坂百貨店・好本 達也社長)  
— 所長コメント: ヒットしている人気商品は、その時代の社会を映す鏡です。チャレンジして新商品を開発するがリスクは伴う。しかし利益は大きい。新しいことを始めることは、時代を作ることです。—

 (有)北野財經システム  
北野会計事務所  
大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://www.kngroup.jp

## 気になる記事: 日経平均15年ぶり高値—企業の構造改革 原動力。攻めの経営にカジ—

株式市場が企業の収益成長を織り込み始めた。長期のデフレと超円高、金融危機に翻弄された日本企業は地道な構造改革で「稼ぐ力」を取り戻した。豊富な手元資金を成長投資や賃金、配当などに使い始め、景気底上げの起点になりつつある。

### 満期保険金の税務 《税務》

生命保険契約が満期になって満期保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、満期保険金の受取人が誰であるかにより、所得税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

所得税が課税されるのは、保険料の負担者と満期保険金の受取人とが同一人の場合です。この場合、受け取りの方法によって、一時所得または雑所得として課税されます。

満期保険金を一時金で受領した場合には、一時所得になります。受け取った保険金の総額からすでに払い込んだ保険料または掛け金の額を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた金額が一時所得となり、この金額の2分の1が課税対象となります。

満期保険金を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になります。その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料または掛け金の額を差し引いた金額が雑所得となります。

そして、贈与税が課税されるのは、保険料の負担者と満期保険金の受取人とが異なる場合です。満期保険金を年金で受領する場合には、毎年支払を受ける年金(公的年金以外の年金)に係る所得については、年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法で計算します。

### ジュニアNISA創設 《税務》

平成27年度税制改正では、成長に必要な資金を確保する観点から投資のすそ野の拡大を図るための制度「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)」の創設が目玉の1つとなりました。未成年者口座に設けた非課税管理勘定・継続管理勘定において、設定期間内に支払を受けるべき上場株式等の配当等、及び当該期間内に譲渡した上場株式等の譲渡所得等について所得税を非課税とすることで、若年層の投資を促すものです。

【非課税管理勘定】設定期間は、設定日が属する年の1月1日以後5年を経過する日までです。平成28年から35年までの各年に設けることができ、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等の受け入れが可能です。

【継続管理勘定】設定期間は、設定日から未成年者口座の開設者がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までです。平成36年から40年の各年に設けることができ、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等の受け入れが可能です。

なお従来のNISAでは、非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の取得対価の額を120万円に引き上げられます。

### 障害者控除と要介護認定について教えてください。

#### 《税務》

所得税法において、本人や配偶者・扶養親族が、所得税法に限定列挙されている、【障害者】に該当する場合、確定申告等で、障害者一人につき27万円の所得控除(障害者控除)が受けられます。また、「65歳以上で市町村長等から、“障害者に準ずるもの”として認定を受けた者」についても、同控除の適用ができます。

この点で注意が必要なのは、介護保険法の「要介護認定」を受けていれば、障害者控除の適用を受けることができると勘違いされるケースが多いようです。「要介護認定」とは、別で、“障害者に準ずるもの”として認定を受ける必要があります。

“障害者に準ずるもの”として受ける認定は、適用の12月31日における対象者の状況により判定されます。その認定基準は、各市町村によって異なっています。

所得税法上、介護保険法の「要介護認定」を受けることが“障害者に準ずるもの”の該当要件とはされていないが、多くの市町村では、①要介護(要介護が一定以上)に認定され、②主治医意見書(要介護認定の申請時に市町村に提出する)等に記載の障害自立度等が一定以上、としているようです。

要介護認定を受けた後に“障害者に準ずるもの”は自動的に認定されませんので、別途市町村へ申請し、認定を受けることを忘れずに対応することが必要です。

### 半数近くが円安デメリットに—企業の意識調査 《経営》

「円安はデメリットの方が大きい」とする企業が半数に迫っています。帝国データバンクがこのほど発表した「円安に対する企業の意識調査」でこんな結果が明らかになりました。昨年12月15日から1月5日まで、全国2万3324社を対象に実施、回答率は45.4%でした。

円安の業績への影響については、「デメリットの方が大きい」と回答した企業は46.2%にも上がっています。一方、「メリットの方が大きい」と答えた企業は7.2%にとどまりました。業界別では、「デメリットの方が大きい」と回答した企業は「小売」が62.2%で最も高く、「農・林・水産」(57.4%)、「卸売」(53.4%)等が続いています。なかでも婦人・子供服といった海外製品の輸入販売等を含む「繊維・繊維製品・服飾卸売」(83.5%)、輸入食材を利用する「飲食店」(81.6%)が高くなっています。「デメリットの方が大きい」と回答した企業は10地域の中で、「北海道」が52.1%で唯一半数を超えました。以下、「近畿」(49.9%)、「四国」(49.1%)等の順です。円安の対策については、「特に何もしない」が36.0%でトップ、「燃料費等の節約」が26.3%でした。